

厚生消防常任委員会要点記録

| | | | | |
|-----|---|----------|--------|--------|
| 日 時 | 令和5年12月6日(水) | 開 会 | 10時00分 | 会議時間 |
| | | 閉 会 | 14時 8分 | 2 : 47 |
| 場 所 | 委員会室 | | | |
| 出席者 | 宮委員長・澁谷副委員長・長谷委員・前田委員・矢野委員・野沢委員・小林委員 傍聴議員：柏野議員・早坂議員・三上議員・吉永議員・生本議員・太田議員・松島議員 | | | |
| 説明者 | 副市長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、消防長 外16名 | 傍聴者 数 | 3人 | |
| 事務局 | 議会事務局長、議会事務局次長、議事担当主査 | 記者 | 4人 | |

会 議 の 経 過 事 項

| | |
|-----------|---|
| | <p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>●日程1. 付託案件審査について</p> <p>(1) 陳情第12号 令和7年度改定予定の事業系一般廃棄物処理手数料に関する陳情書</p> <p>【質疑】</p> <p>① 陳情書の改定案の表の下のところ、非常に重要な部分と認識しています。 この陳情には、ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言として、事業者がおおむね受容でき、近隣市の手数料水準との均衡性が図れるようにすることとしていますが、現行の手数料においても、近隣市と比較して高い水準の上に、さらに30%の大幅な単価改定は容認できませんと記載されています。事業者の手数料の受容度について、市はどのように捉えているのか伺います。</p> <p>② 近隣市との均衡性について、近隣の千歳市、北広島市、札幌市の事業系一般廃棄物の手数料の現状について伺います。</p> |
| 前 田 委 員 | ① 令和4年6月に公表しました恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査結果報告書で、現行手数料の額についてアンケート調査を実施しており、その結果は、事業系一般廃棄物の可燃で適当または安いと答えた事業者は65.2%、事業系一般廃棄物不燃では60.8%でありました。 |
| 中山廃棄物管理課長 | ② 各市でごみの分別や処理体系が異なっており、単純に比較することが難しいものですが、千歳市はごみ種別に関わらず10キロ当たり180円、札幌市は200円、北広島市は令和7年度からの料金となりますが可燃240円、不燃ごみ2 |

| | |
|------------------|---|
| <p>前 田 委 員</p> | <p>80円、生ごみ130円、資源物170円と示されています。</p> <p>③ 事業系一般廃棄物については、適当または安いという評価については6割以上を占めているということで、一定の受容がされている認識ということです。手数料については、近隣市と可燃・不燃の料金単価を比較するとやや恵庭市は高いという認識を私は持っています。その上で、増額の改定になることに対する陳情があります。近隣市との均衡性を考慮して、かかる経費と事業者の受容性、負担割合については慎重に考える必要があると考えています。再度、近隣市における手数料算定対象経費に対する手数料の負担割合について伺います。</p> <p>④ コロナが5月から5類相当になって、やっと経済が回復しつつあるところに来て、エネルギーの単価や資材の高騰、今それで大変苦勞されています。人手不足ということも今相当報道されているところですが、一気に30%上げることによって、市内の小規模事業者に与える影響についての分析を伺います。</p> |
| <p>中山廃棄物管理課長</p> | <p>③ 各市における手数料の負担割合については、各市の経費算定の詳細がホームページ等で公表されておらず、不明ではありますが、調査した限りで算定したところ、千歳市は約60%、北広島市は約50%の負担を求めています。ただし、生ごみは資源化促進という意味合いから25%の負担を求めているといった状況です。札幌市は詳細不明でした。</p> <p>④ 後ほど報告事項でパブリックコメント結果を報告しますが、15件の意見のうち12件が事業系一般廃棄物の改定についての意見で、厳しいとの意見をいただいています。また6月に、事業者向け説明会を一般廃棄物の処理手数料についても行ってます。その際に、これ以上手数料が上がるのは厳しい、値上げしたとしても施行時期については配慮してほしいとの意見をいただいているところです。</p> |
| <p>前 田 委 員</p> | <p>⑤ ごみ処理手数料の増額の改定については、実績に基づいた試算をされ、検討された結果だと思しますので、一定の理解をしているところです。しかし、他方で小規模事業者におかれては厳しい経営環境にあり、地域産業を保護・育成、働く市民をしっかり守る意味合いでは、改定するのは仕方ないにしても、何とか小規模事業者等を支援する方向で、検討していただけないかという考えです。これについては、答弁は要りませんが、この方向で検討いただきたいと思います。</p> |
| <p>野 沢 委 員</p> | <p>① ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言というのがありまして、それに基づいて様々検討されて諮問されたのだと思いますが、その中では事業系一般廃棄物については、過度な税負担とならないよう近隣市の手数料料金水準との均等性、ごみ種別での手数料の格差、手数料検証期間を柔軟に検討、リサイクルとあるわけですが、その辺のところを市としてはどのように捉えているのか伺います。</p> <p>② それが実態とあっているのかどうかという認識について伺います。</p> |
| <p>中山廃棄物管理課長</p> | <p>① ごみ処理手数料、ごみ処理恵庭モデルの提言の中で、過度な税負担とならない、近隣市の手数料の料金水準との均衡性など提言をいただいているところですので、過度な税負担とならないように、イニシャルコスト等を今回算定経費の中か</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ら除外するなど、料金の改定に当たっては、こういった提言を踏まえて積算しています。今回諮問させていただいた手数料の単価については、近隣なども参考にしながら過度な税負担とならないと、なかなか難しい部分ではありましたが、その中で出したものと捉えています。</p> <p>② 現行の恵庭市のごみ処理体系は、全量見立てからごみの有料化に始まって、生ごみの分別なども行ってきました。その後、焼却施設の稼働といったことで、この15年、16年の中でごみ処理の体系が非常に変わってきた中で焼却施設が本稼働しましたので、その実績をもとに出したものであるため適正と捉えています。</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>本案件に対し、柏野議員から、委員外議員として出席をして発言したいという申し出がありました。柏野議員におかれましては、これまでの質疑を聞いた上で、委員外議員としての発言を希望いたしますか。</p> |
| 柏 野 議 員 | <p>はい。</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>委員外議員としての発言の申し出がございました。委員外議員の発言の申し出について委員の皆様にご協議をお願いいたします。まず柏野議員から委員会議員としての発言の趣旨について発言いただき、その上で、委員の皆様にも委員外議員としての発言の可否について、起立採決によりお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>異議がないようですので、そのように進めたいと思います。柏野議員発言のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 柏 野 議 員 | <p>お時間をいただきありがとうございます。二人の委員からも質疑があったところですが、事業者の受容度と過度な税負担とならないということで、実際の税負担の部分とか、事業者の受容度部分について、もう少し具体的な数字について、私から質疑をさせていただければと思っていますので、ぜひお時間をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>お諮りします。柏野議員の発言を許可することに賛成の方は起立願ひます。</p> |
| 各 委 員 | <p>(賛成委員起立)</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>起立全員であります。よって柏野議員の発言を認めることに決定しました。</p> |
| 柏 野 議 員 | <p>① 改めまして発言の機会いただきありがとうございます。今回の手数料算定に当たり、対象経費から除外をすることとしているイニシャルコストなどがあるという説明が今もありました。イニシャルコストの整備費部分と管理費部分があると思いますが、具体的な金額がいくらであるか伺います。</p> <p>② それらを含めたときに、これまで家庭系ごみでいえば3分の1、事業系ごみ3分の2、産業廃棄物は3分の3、そうした除外することにしたコストを含めたときに、実質的な負担割合はいくらになっているか伺います。</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>中山廃棄物管理課長</p> | <p>③ 実質的に事業者が今1社あたりで負担している額はいくらで、今回の改定を行うことによってその負担額はいくら増えるか見込んでいます。</p> <p>① 今回対象経費から除外することとしているイニシャルコスト、人件費等の総額についてですが、約3億7,000万円と試算しているところです。</p> <p>② 今回、イニシャルコスト等を除いた中で家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれ3分の1、3分の2、3分の3と考えていますので、ちょっとイニシャルコストを入れた負担割合を持ち合わせていませんので、申し訳ございません。基本的な考え方としては変わっていません。</p> <p>③ 1事業者と一口に言いますが、事業規模や業種、排出されるごみ種別等も大きく異なっております。例えば1人でスナック等を営んでの方と、大きな企業でも大きな差はあるでしょうし、ごみの組成等も全然変わってくるという思いを持っており、1事業所当たりの負担額は算出していません。現在、改定を行っている一般廃棄物処理基本計画でごみ処理量を見込んでおり、そのごみ量であれば、令和7年度の事業系一般廃棄物処理手数料については8,881万2,000円と見込んでいて、前年比で3,730万2,000円増加すると見込んでおり、その内容についても諮問させていただいたところです。</p> |
| <p>柏野議員</p> | <p>④ 除外した経費の総額が3億7,000万円ということです。これまでの議会質問などによると、既に現状で税負担を行っている額としては、家庭系一般廃棄物で約7億9,000万円、事業系廃棄物で5,800万円というお話がありました。さらに、今回除外をすることになった経費を合わせると、約12億円という経費が税負担額としてなりますから、これでも既に結構な金額だと思います。それを含めた割合は、今数字をお持ちではないということですが、今お示しいただいたものを計算すれば出てくると思いますので、そうすると実質的には、3分の1、3分の2、3分の3とはなっていない、それよりも少ない負担割合であるということでしょうか確認します。</p> <p>⑤ 平成22年にごみ有料化を行い、その時点で、ごみ処理に係る経費の総額、それに対する税負担額はいくらかを改めて確認させていただければと思います。</p> <p>⑥ 1事業者当たりの負担額は把握していないというご答弁です。ただ廃棄物処理の概要を確認すると、この5年間で事業系廃棄物に関しては料金改定があったこともあり、約25%ごみの量が減っていて、可燃、不燃、生ごみを合わせると約4,000トンだったものが、約3,000トンまで減少してきています。家庭ごみの説明のときにも、これまでいただってきたことですが、料金改定で料金上がるけれども、実質的に排出するごみの量が減ることによって、家庭ごみの家計としての負担額自体は増えないという説明もありました。事業系においても多分同じことが言えると思いますが、この5年間の中で、25%ごみが減量されたとすれば、実際に事業者が全体として負担をする手数料額は増えていないかもしれません。それを考えたときに過去の5年分でも、これからの分でもいいので、ごみの減量を含めた手数料負担は本当にその事業者にとって、負担が増えること</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>中山廃棄物管理課長</p> | <p>になるのかどうか伺います。</p> <p>④ インシヤルコストを入れた場合は、それより割合は低くなると考えています。</p> <p>⑤ 有料化時点での公共料金審議会等で示したものかと思いますが、家庭ごみ有料化で想定した条件としては、平成22年から平成31年までの10年間の経費を平準化し、平成27年から焼却施設や紙資源化処理施設が稼働するものとし、算出したものであります。有料化時点の一般廃棄物処理経費総額としては、約8億2,000万円と想定しており、うち家庭ごみの手数料に求める算定経費については、資源物に係る経費を除いて約5億2,000万円であり、家庭ごみ手数料は約1億6,500万円と想定していました。事業系一般廃棄物については、家庭ごみとは別に、第5期最終処分場供用開始時の平成19年に手数料を設定し、平成21年に検証を実施し、据え置きとされており、平成22年度に見直しを行っております。その際には、焼却施設や生ごみ処理施設等の経費は全く考えず、最終処分場の運営費及び起債償還額のみで算出しており、税等負担額は1,700万円程度としていました。ですので、当時家庭ごみと事業ごみ、公共料金等審議会当時に出していたものと、考え方が大きく異なるものと考えています。</p> <p>⑥ 平成31年4月から分別変更を実施しており、令和2年4月から焼却施設の本稼働により厳密に可燃・不燃を区分することになっております。それまで生ごみと資源物以外全量埋め立てで、可燃・不燃が混在し最終処分場に入っていたこともありますので、可燃・不燃、焼却施設で受け入れている40センチ角未満のもの、ごみ処理場に行くのは40センチ角以上のものといった、大きさによっても最終処分場に行ったり、焼却施設に行ったりということもあります。また、令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業活動の停滞が見られているところですので、一概に手数料を増額したからイコールごみ量が減ったとは単純に考えておらず、これらの要因が複合的に作用し、事業系一般廃棄物は減量傾向にあり、事実、事業系の実態調査等をした際には、手数料を聞いた際に分別リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくは民間の処理施設へ処分委託を変更したといった事業者様が50%程度いましたので、そういった努力をしていただいた中で、一般廃棄物、産業廃棄物の区分なども適正化されていたものと考えており、その結果、一般廃棄物の処分量としては減ってきていると考えています。ただ、一般廃棄物については産業廃棄物とは異なり、行政区分をまたいで処理できないので、手数料を上げた際に、ごみの減量がどのように働いていくかは想定していない中で今回ごみ量等の推計も行っているところです。</p> |
| <p>柏野議員</p> | <p>⑦ インシヤルコスト等を除外したことにより、少なくとも今回その3億7,000万円が家庭系一般廃棄物を含めて、その税負担として新たに発生をしたと。現状でも、5,800万円事業系一般廃棄物に対しては税が負担しているものがあると、考え方がいろいろ違ったにしても、家庭系のごみを有料化した平成22年頃でいうと、1,700万円が税負担だったわけです。これが1,700万円が5,800万円に増え、さらに今回、施設整備に係る3億7,000万円という</p> |

経費を除外したことを考えると、それでもかなり税負担としては大きいと感じたところですが。それらを含めたときに、過度な税負担とは今の時点ではなっていないという評価でよろしいか所見を伺います。

⑧ 事業者の負担額ですが、事業者のごみ量の削減については、単純に料金の改定だけではないという答弁でした。ただ、分別の適正化ということも含めて、仮にごみ量が20%削減されるとするならば、結果的に事業者の負担は3%程度しか増えないと試算しました。ごみ量が仮に30%削減されるとすれば、むしろ事業者全体としての負担総額は10%程度削減されると思います。既に、これまでもごみ減量の努力をされてきていることを考えると、全ての事業者がそういったことが可能になるかは難しいですが、今回のごみ料金の改定を契機に、更なる削減に向けた取組を促すことは、今の時点で考えがあるのか伺います。

⑨ 実態調査で、分別リサイクルによってごみを減らしたという事業者は50%でした。これが50%にとどまっているということは、残り50%の事業者はまだそういった取組をしていないと、もしかしたら余地があるのかもしれないと感じたところですが。ただ、もう一つの考え方としては、ごみの排出方法によって、収集運搬許可業者を通じて排出していたときに、結局ごみの減量した分が、果たして経費に適正に反映しているかということも考えられると思いますので、そういったところを含めて、ごみ減量が経費負担の削減に繋がるということが明確になっていれば、受容度も高まっていくのではないかと思います所見を伺います。

中山廃棄物管理課長

⑦ 家庭ごみは、焼却施設や紙資源化処理施設、生ごみ資源化処理施設の全ての経費をもとに、家庭ごみの手数料を算定しています。一方、当時、事業系一般廃棄物については実態に合わせて最終処分場のみの経費ですので、それ以降、生ごみの資源化や焼却施設の稼働等の経費もあります。また公共工事の設計労務単価等を見ると、平成24年から人件費等全職種平均65.5%伸びているといった実態もあります。こういった影響がもちろん資材価格の高騰などに全て関わってくるなど様々なことを考えると過度な税負担とはなっていないと考えています。

⑧ 現在、事業系一般廃棄物や産業廃棄物を市の施設に入れる際に、それぞれ契約事業者と契約を結んでいます。それは収集運搬許可業者を通じていても、私達の処理施設に入れるのであれば契約を結んでくださいといった取組等強化しており、その中で事業系一般廃棄物、事業系廃棄物の減量リサイクルの手引き等も渡しています。小さい努力かもしれませんが、そういったところで適正な分別やリサイクルについての情報提供などを行っています。そういったことも一つの方策として地道な取組をしているところです。

⑨ 実態として収集運搬許可業者と私どもでも1年に1回程度、意見交換会等を行っています。その中で、私どもではなかなか見えづらい収集運搬許可業者と事業者とだけで完結されているお客様等のお話も聞いています。その中では、これは一般廃棄物か産業廃棄物なのかといった質問がある中で、それぞれの事業所でも1事業者当たりそれぞれ手計で重量を測るなどされていますので、また今回この

| | |
|---------|--|
| | <p>事業系廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれ手数料等、今現在見直しを行っているということで、6月頃に許可業者との意見交換会も実施しています。その中で、許可業者からも事業系廃棄物のこれ以上の値上げは非常に厳しいというご意見もいただいている一方、実態をお話すれば事業者がそれぞれ払うものなので、許可業者としては関係ないといった事業者などもいて、それぞれ減量に取り組んでいただくというところが非常に大切なので、許可業者には市でも減量に向けた取組を進めていただきたいとお願いしているところです。そういったところもそれぞれごみの排出方法ですとか事業者の実態なども許可業者から意見聴取をしながら、現在の手数料等の話もさせていただいているところです。</p> |
| 宮 委 員 長 | <p>本案の取り扱いに関し継続審議か採決か採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言をお願いします。</p> |
| 小 林 委 員 | <p>採決して採択をお願いします。エネルギー単価や資材高騰などで、中小企業などは大きく影響が出ているのではないかと感じていますし、今回の陳情書が小規模事業者などからのSOSにも思えますので、採決して採択をお願いします。</p> |
| 矢 野 委 員 | <p>採決で採択をお願いいたします。柏野委員外議員からの貴重な数字的なご意見もありましたけども、30%ほどの急激なこの改定は、やはり中小、特に小規模事業所には大きな負担があると思いますので、この陳情内容にある改定単価の見直し又は緩和処置ということに対して受け入れるべきではないかと思えます。</p> |
| 前 田 委 員 | <p>採決し、採択であります。理由は、市も実績に基づいた改定単価、改定率の算定をしている、この辺はしっかり理解しているところです。他方で、今様々な議論がなされましたけれども、1年間の猶予はあるものの陳情者の願意は、現場の感覚をしっかりと確認把握しての陳情だと思うのです。やはり30%の一気に値上げは事業者にとっては大きな負担になると思いますので、何とか緩和措置等の支援をお願いしたいというのが理由です。</p> |
| 澁 谷 委 員 | <p>採決して、採択をお願いしたいと思います。皆様と同様の理由です。</p> |
| 長 谷 委 員 | <p>採決し、採択をお願いします。特に陳情書のこの表の下からの部分が、やはり事業者にとっての痛烈な悲痛の叫びと受け止めました。またコロナ明けでこれからどういう経済状況、元の経済状況に戻るという想定もありますが、30%増というのはすぐには厳しいと思いますので、段階的に上げていくのは致し方ない気もしますが、今回の陳情書に関しては採決、採択をお願いいたします。</p> |
| 野 沢 委 員 | <p>今回は、ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言を受けて、市としても見直し案を適正な形で示したということです。しかしそこには、やはり事業者が受忍できるようなことがあって、そこは大きな課題と思っています。このところと事業者との実態という差が、やはりあるのではないかと感じています。現状では、中小企業や小規模事業者はなかなか大変厳しい状況になっている中で、このような形で示されて、それが実行されるとなると、その影響は大きいと考えます。陳情の中では、改定単価の見直しまたは緩和措置を求めていることを考慮され、今後取</p> |

| | |
|--|--|
| <p>宮 委 員 長</p> | <p>り組んでいただければと思いますので、採決して採択をお願いします。</p> <p>全員が本案を採決し、採択すべきもののご意見です。したがいまして、本案については採択すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】 採択とすべきもの</p> <p>日程 1. 付託案件審査について終了</p> <p>●日程 2. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項</p> <p>・事故等発生（処理）報告について</p> |
| <p>小路生活環境部次長</p> <p>長 谷 委 員</p> | <p>【質疑】</p> <p>学童クラブのおやつのおやつの誤提供で、何年か前にも続けてあったように記憶しています。そのときもヒューマンエラーという報告がされましたけれども、また同じことになっています。学童クラブの支援員や先生たちは変わることも想定されます。やはり行政としても、しっかりチェックして、一步間違えば子どもの命に関わることに発展しかねないので、今後はさらにチェック体制を厳しくしていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。</p> |
| <p>狩野子ども政策課長</p> <p>長 谷 委 員</p> <p>北国組織改革推進室長 秋葉 警 防 課 長</p> | <p>おやつの賞味期限切れ、学童クラブの法人等に対し会議を実施して、ダブルチェックの徹底と今後このようなことがないように指導を実施しているところですが、なかなか賞味期限切れというところが解消されないという点で、改めて先日の会議や毎月のチェックの更なる確認等、支援員全体に対する今後研修会がありますので、その際にも支援員にしっかり伝えていきたいと思っています。</p> <p>また二度とこういうことのないように、毎月会議をやっているようですので、月々の会議の際には、この件も厳しくチェックするように指導をお願いします。</p> <p>1) 報告事項 事故等発生（処理）報告について終了</p> <p>日程 2. 所管事務調査について終了</p> <p>●日程 3. 消防本部・署関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明⑱ 恵庭消防創設 100 周年記念式典について</p> <p>資料説明⑳ 救急支援システム実証実験について</p> <p>【質疑】 なし</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>横道副市長</p> | <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>私から、一件お詫びを申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>本年7月21日に、本市消防職員が窃盗容疑で逮捕となった件につきまして、市民並びに議会の皆様を初め、関係者の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。現在消防では、組織風土改革を進めている道半ばでございます。この件につきましては看過できない事件と、考えてございます。二度とこのような事件が起きないように、組織風土改革を進めていきたいと考えてございます。当職員に対しましては、厳正な処分を行いましたので、詳細については、消防長から報告をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。</p> |
| <p>海老消防長</p> | <p>職員の懲戒処分についてですが、所属は恵庭消防署、消防吏員、年齢は20代です。処分内容は免職です。事実の概要は令和4年から複数回にわたり店内にて商品を窃取したものです。今回の事案を厳粛に受け止め、職務の内外を問わず、公務員としての自覚を促すとともに、より一層の綱紀粛正、服務規律の徹底を図り、市民の皆様方からの信頼回復に取り組んで参ります。今回の件につきまして誠に申し訳ございませんでした。</p> |
| | <p>【質疑】</p> <p>なし</p> |
| | <p>2) その他所管事務調査について終了</p> |
| | <p>日程3. 消防本部・署関連終了</p> |
| | <p><u>10時58分 休憩</u></p> <p>11時05分 再開</p> |
| | <p>●日程4. 生活環境部関連</p> |
| <p>桑原生活環境課長</p> | <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明① 恵庭市地域公共交通計画の策定状況について</p> <p>資料説明② 交通公園の名称変更について</p> |
| <p>渡邊生活環境課主幹</p> | <p>資料説明③ 恵庭市営駐車場・駐輪場指定管理者の募集について</p> <p>資料説明④ 町内会・自治会活動に関する職員アンケートについて</p> |
| <p>山口市民課長 東脱炭素推進課長</p> | <p>資料説明⑤ マイナンバーカードの取得促進について</p> <p>資料説明⑥ ゼロカーボン・ロードマップへの取組について</p> <p>資料説明⑦ 悪臭防止法に係る測定結果の概要について</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>中山廃棄物管理課長</p> | <p>資料説明⑦ 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて</p> <p>資料説明⑧ 令和7年度からのごみ処理手数料等に関するパブリックコメント結果について</p> |
| <p>前田委員</p> | <p>【質疑】</p> <p>① 資料①市民ニーズを把握するための市民アンケートは、6,000人に対して回収率が23.2%、学生アンケートは4,868人に対して、回収率が7.2%、非常に関心が低いというのが正直な感想です。関心がない中で、交通計画策定の実施内容について、エコバス・エコタクのルートやダイヤ、料金等の検証、見直しを行うとのことですが、5年前に改正していると思います。時間短縮が図られて、利便性は良くなったと私個人としては感じています。しかしながら、アンケート結果ではやはり運行時間、本数に対しての不満、やや不満といった割合が高い、この評価が非常に低いという状況です。現時点で、これを緩和・解決する対策を審議会等で検討していますが、その辺のところ現時点で何か考えられているのか伺います。</p> <p>② 資料②過去3回、一般質問で交通公園のあり方について議論した経緯があります。交通公園といいつつも信号機や線路の遮断機等の施設整備がなされない中では、交通公園という名前がふさわしくない、名称を変更するべきだと主張して参りました。やっと名称変更に至りましたが、恵庭サイクルパーク非常にいいと思いますが、改めてこの位置づけと役割をどう考えているのか伺います。</p> <p>③ 資料④改めて地域担当職員制度の目的と現状の課題について伺います。町内会自治会活動に関する職員アンケート実施については非常に良い試みだと思いますが、目的が地域担当職員制度見直しの資料とあります。町内会自治会が今抱えている様々な課題があります。なぜこれに対して反映させるような目的になっていないのか、目的について伺います。</p> |
| <p>桑原生活環境課長</p> | <p>① 地域公共交通計画について、今年度再改変から5年目を迎え、それに沿って昨年から市民アンケートや学生アンケート、OD調査、駐車場の定期利用者にアンケートとしてパークアンドライド調査、JR駅まで自家用車で送迎されている方、キスアンドライド調査など様々な調査を行って様々なご意見をいただいています。市民からも直接ご意見や要望を様々な形でいただいております。利用者の居住する場所によって、バス停が遠かったり近かったりという、いろいろな利用者の考えの差が大きいと思っています。今までの調査、ご意見ご要望を洗い出してまとめて、地域公共交通計画や、必要に応じてルートやダイヤの変更も考えていますので、そのあたりを地域公共交通活性化協議会の中で議論し協議していきたいと考えています。</p> <p>② 交通公園の名称が変わりましたが、他の都市公園などでは自転車の乗り入れができない公園がほとんどを占めており、自転車が利用できる公園という位置づけになります。その中で、自転車の貸出しも現在行っており、それも引き続き行う</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>渡邊生活環境課主幹</p> | <p>よう考えています。交通安全教室も実施していますので、その実施場所として、引き続き使用していきたいと考えています。</p> <p>③ 町内会連合会からの要望書に対して、どう対応していくかということでまず職員意識などについて、あくまでも地域担当職員制度は市の制度で職員を町内会に派遣するという制度ですので、職員の意識調査を目的として実施しました。この結果については、町内会連合会にも共有していますので、現在の課題解決に向けた支援策について、町内会連合会と検討協議を進めております。そうした中、このアンケート調査の結果から意識や関わり方などについても読み取れるため、参考にしながら議論を深めて参りたいと考えています。</p> |
| <p>小路生活環境部次長</p> | <p>① アンケートの回収率が低いのではないかとお話がありましたので、補足説明させていただきます。回答率の部分では低い数字になっていますが、多くの回収率が期待できないことも当初から想定していましたので、少ない回収率であったとしても一定の成果が得られるよう、対象者やアンケート用紙の配布を設定したという経緯もあります。結果的には今後の、地域公共交通計画の策定や、エコバス・エコタクの見直しに係る基礎的なデータは得られたと考えています。</p> |
| <p>宮 委 員 長 渡邊生活環境課主幹</p> | <p>地域担当職員制度の目的と課題について答弁願います。</p> <p>③ 目的は地域担当職員制度自体は、行政と地域との信頼関係を深めるとともに、地域課題を共有し、その解決のため地域活動に直接参加し、支援する体制を整えるということを目的としています。課題については、地域に派遣されている職員が地域の課題を共有して、課題解決に取り組んでいくということになっています。</p> |
| <p>前 田 委 員</p> | <p>④ 公共交通ですが、運行時間、本数への不満はずっと続きます。何らかの対応をしていかないと市民ニーズに応えたことにはならないと思います。どういう対策が組めるのか、真剣に考えていただきたいと思います。エコバスの台数の制限や人手不足でドライバーがいないのは重々承知していますが、一つの解決策として、例えば現行のダイヤは一切変えずに、快速の便を若干増やすとか、利用者数の少ないところをスルーして、目的地に早く行けるような便を考えるのも一案かと思います。実行の可能性等も含め検討する可能性があるのか所見を伺います。</p> <p>⑤ 恵庭サイクルパークの今後の整備、安全管理について所見を伺います。</p> <p>⑥ 資料④-1職員アンケート調査報告書について、職員が555名いる中、回答者が64%、職員全員に行っている中で36%、200人が回答していない状況です。町内会に関心がないのか、加入してないのか、そういう方も多数含まれているのではないかと考えています。8ページ回答者355人中、市内在住者が313名です。次、10ページに町内会の加入の有無を聞いていますが、355名を対象としています。市外の人も含めて町内会に加入していることを聞いても、市外の方は町内会に加入するわけがないので、313名を対象として調査をすべきではないでしょうか。加入していない人が104人、回答してない方が200名います。私は半数近くが加入していないのではないかと推測します。550名中、5割の方々が加入してないということであれば、まちづくり基本条例の協働の観</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>桑原生活環境課長</p> | <p>点からも、非常に由々しき課題と思います。これに対する所見を伺います。</p> <p>④ アンケートや調査を行って様々なご意見をいただいておりますが、今の環状のルートに関しては一定の評価をいただいていると考えています。快速便等は、いろいろな意見をいただいておりますので、地域公共交通活性化協議会の中で、地域公共交通計画の策定とあわせて、必要に応じてルートやダイヤの改正を協議させていただければと考えています。</p> <p>⑤ 今ある設備は大規模改修を行いませんので、危険がないか安全の確認、設備の確認をし、危険がある場合は撤去、必要に応じて小規模な修繕などを行い安全の確保をしていきたいということと、自転車の利用者向けには施設に利用のルールなどを掲示しています。自転車を貸し出すときにルールを案内していますので、周知の徹底もあわせて安全管理をしていきたいと考えています。</p> |
| <p>渡邊生活環境課主幹</p> | <p>⑥ アンケート調査の回答率が低いなどの問題は、確かにその通りかもしれませんが、ただ、市外在住者であっても市外において町内会活動に参加しているかどうかということもありますので、こういう調査結果になっています。地域担当職員制度の見直しは、町内会・自治会が市との協働のまちづくりにおいて重要な役割を担っていることは十分承知していますし、また職員においては、まちづくり基本条例に掲げる職員の責務などを再認識し職員の理解度や協働意識の向上を図りながら、町内会にしても地域ごとに課題が様々だということも聞いています。それぞれの事情があるということも聞いていますので、地域担当職員の制度の見直しに合わせて、地域に寄り添った課題解決ができるような組織にしていきたいと考えています。職員の町内会に対する意識については、差異があるのも確かです。ただ職員課で行っている職員研修などの機会もありますので、町内会・自治会活動に対する意識の向上も今後さらに取り組んで参りたいと考えています。</p> |
| <p>小路生活環境部次長</p> | <p>④ これまで寄せられた意見、基礎調査、市民からの要望、それと運行事業者からの課題を踏まえた検討になるかと思えます。一方、例えば委員の提案はエコバスの充実化や利便性の向上に繋がるものと認識しています。意見をきちんと整理した中で、事業の採算性にも着目しながら、検討して参りたいと考えています。</p> |
| <p>前 田 委 員</p> | <p>⑦ 交通公園ですから道路があるわけです。そこを管理している交通協会の方々の話では、暴走する自転車があったり、危険な行為があるということで、そこに信号機があることによって、しっかり信号機を守らせるという交通ルールの学びにもなります。安全管理にも繋がりますので、今施設を整備することはないと聞きましたが、簡易的な信号機でもいいので設置してルールを学ばせて、安全管理に資することをさせていただきたいと思えます。これは答弁要りません。</p> <p>⑧ 職員アンケートの結果ですが、今現在、町内会は世帯加入率が57%です。本当に役員のなり手がいない、どこの町内会も同じ困り事です。任意の団体ですから、積極的に関与はできません。しかし協働のまちづくりの中で、協働という観点では市の職員がやはり先頭を切って、そういう町内会活動に参加したり加入したりしてもらわないと、なかなか解決方向に繋がっていかないと思えます。職員</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>渡邊生活環境課主幹</p> | <p>アンケートの結果をしっかりと踏まえ、町内会に支援いただきたい、このアンケート調査は非常にためになるアンケートだと思っていますので、強制的に加入とは言えないと思いますが、推奨することはできると思います。所見を伺います。</p> <p>⑦ 委員おっしゃる通り強制も強要もできるものではなく、私も個人的にはいろいろ思っていますが、組織として一職員の私生活の部分に対して、町内会に入ってくださいという願いはできても、強制はできませんが、職員の研修等で地域活動や町内会活動に理解を深めていただいて、時間はかかるかもしれませんが地道な努力が必要かと思えます。ただ一つ言えるのは、市の職員、公務員の方は比較的町内会活動に参加している方もいると思いますが地域差もあります。市職員OBで役員をやっている方も結構おられます。今回アンケートには含まれておりませんが、そういった方も通じて、なるべく職員には協力していただくようお願いは今後も続けて参りたいと思います。</p> |
| <p>小 林 委 員</p> | <p>① 資料③契約期間が10年ですが、なぜ10年としているか伺います。</p> <p>② 資料⑤マイナンバーカード交付率が78.9%、交付数が5万5,366ですが、そのうちマイナ保険証として登録している人数はどれくらいか伺います。</p> <p>③ マイナカードは全国でトラブルが多発していたかと思えますが、市内の利用者がトラブルに巻き込まれた事例や、市に対してクレームが寄せられた事例などがあるのか伺います。</p> <p>④ 資料⑧パブコメを見るとコメントを寄せられた方の多くが、事業系一般廃棄物処理手数料の値上げには反対しているように見受けられます。物価高騰などの影響なども、いつまで続くかわからない中で、事業系一般廃棄物処理手数料の改定率を大幅に引き上げてしまうのは事業者にとっても負担が大きくなります。改定率の据え置きや上昇幅の縮小も検討すべきかと思えますが改めて所見を伺います。</p> <p>⑤ 資料②令和5年1月に比べて大幅な改善がされているのかと思えますが、対象となった事業者がどのような努力を行ったのか伺います。</p> <p>⑥ 改善計画を更に提出させるということですが、いつ提出するのか伺います。</p> <p>⑦ 8月29日に臭いの測定を行ったということですが、1回ではなく複数回行うべきではないかと思えますが、所見を伺います。</p> |
| <p>桑原生活環境課長</p> | <p>① 今回の指定管理者の募集に当たり、設備機器の導入や更新などが事業の中に入っています。高価な設備となるもので、利用料金の収入で全て経費を賄っていただく設計にしたところであり、10年間その機器を使用することで、各年度の金額が平均される形になっており、利用料金の中で指定管理の事業をしていただくため10年と設計し、市や市民の負担にならないような設計としたところです。</p> |
| <p>山口市民課長</p> | <p>① 市としては割合の把握はしてませんが、国としての数字を答えます。デジタル庁で公開している数字ですが、11月26日現在ではマイナンバーカードの保有者のうち、保険証の紐付けをしている割合が、73.9%と出ています。</p> <p>③ 市としてトラブルに巻き込まれたという事例は伺っていません。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 中山廃棄物管理課長 | ④ 現在、廃棄物減量等推進審議会において委員間でご議論をいただいていますので答申をいただいた後、市で判断するもので、現時点での回答はできません。 |
| 東脱炭素推進課長 | <p>⑤ 改善は一朝一夕でされたものではなく、令和3年の改善計画提出以降、いろいろな対策の積み重ねによるものですが、前回の測定以降も日常的なものとして、扉の開閉や清掃など社員教育が徹底されるようになったということがあるかと思います。それと加えて、6月に2年前に大雪で崩壊した建物の一つが復旧し、工程で分散して行っていた作業があり、それで外に出ることもあったと思いますが、それが1か所でできるようになったことも要因としてあると考えています。</p> <p>⑥ 事業者には改善計画を出すように通知または連絡を行い、年明けのできるだけ早い段階に提出してもらうように協議して参りたいと考えています。</p> <p>⑦ 今回の測定値においても、1か所超えた地点もあることから、今回のみならず今後についても例えば臭いの強い時期や、または何らかの改善をされたときなどの節目となるタイミングを見計らい測定して参りたいと考えています。</p> |
| 小路生活環境部次長 | ① これまでの民間活用で、サウンディング調査を初め各事業者への聞き取りをしてきました。この中で駐車場機器の法定耐用年数は概ね5年もしくは6年と伺っていました。この耐用年数に応じて機器を更新することは現実的ではなく、必要に応じ修繕を行いながら、10年程度運営するのが経営的にも安定するというものを伺っています。設備機器の更新に係る費用がかかることから、この回収の年数としては相当な年数が必要であるということ、それから施設の性格上、長期的かつ安定的な施設の管理運営、市民サービスや利便性向上を図る観点もあり、10年間で妥当と考えています。 |
| 小林委員 | ⑧ 資料⑧パブリックコメントに記載がある、草花や剪定枝が本市では可燃物として処理されていますが、このような状況はとてもエコとはいえないと思います。改善するための手立てを、どう打っているのか、改めて伺います。 |
| 中山廃棄物管理課長 | <p>⑧ 現在、公園での草などを堆肥化できないか一部実証実験も実施しています。袋に入れたものをわざわざ開けることは難しいと思いますが、刈った後の草を中心に、堆肥化等は実証実験の結果により、一定程度図っていけると考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p> <p>なし</p> <p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程4. 生活環境部関連終了</p> |

| | |
|--|---|
| | <p style="text-align: center;">1 1 時 5 6 分 休憩</p> <p style="text-align: center;">1 3 時 0 0 分 再開</p> <p>●日程 5. 保健福祉部部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>笹川福祉課長 資料説明⑨ 恵庭市ケアラー支援条例（案）について</p> <p>根岸国保医療課長 資料説明⑩ 恵庭市ケアラー支援推進計画骨子（案）について</p> <p>佐藤障がい福祉課長 資料説明⑪ 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の骨子案について</p> <p>小路介護福祉課長 資料説明⑫ えにわ障がい福祉プラン素案概要について</p> <p>渡部健康スポーツ課長 資料説明⑬ 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案概要について</p> <p>資料説明⑭ 敬老祝品贈呈事業の見直しについて</p> <p>資料説明⑮ 島松水泳プールの現状について</p> <p>【質疑】</p> <p>小林委員 ①資料⑫ 就労意向について、仕事をしたくない、できないが44.4%、また職業訓練の受講意向では職業訓練を受けたくない、必要ないは39.7%と非常に高い数字になっていると思いますが、その数字の背景には一体どのような事情や理由が多いのか伺います。</p> <p>佐藤障がい福祉課長 ① このアンケート調査の結果となっている背景については、現時点でそこまでの分析を行っていない状況です。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p> <p>小林委員 ① 育恵会にかかることで、いくつかお聞きします。育恵会解散時点で所属していた方、つまり労働契約がなく住み込みで働いていた方が複数名いらっしゃるかと思います。そのような方たちの生活において、障がい者の権利が守られていたのかを把握することが必要ではないかと思いますが所見を伺います。</p> <p>② 住み込みで働いていたであろう育恵会の会員のところに、過去に訪問したことはないのか伺います。</p> <p>③ 先日の同僚議員の質問の答弁の中で、雇用という言葉だけをとりまえてはいないという答弁があったと思いますが、育恵会会則に里親と明記されている規定、またはそのように読める規定はあるのか伺います。</p> <p>① 育恵会の会員だったものは皆里親であり、労働関係ではないという認識か、そのような認識かどうか確認はしたのか、確認をしたとしたらいつしているのか</p> |
|--|---|

| | |
|-----------|---|
| 伊東保健福祉部長 | <p>を伺います。</p> <p>⑤ 市が主張している里親とは、具体的にどういったものなのかを伺います。</p> <p>⑥ 会則16条の補助金とは、市から育恵会に補助金が支払われた事実はあるか、支払われたとして、いつ、いくら支払われているのかを伺います。</p> <p>⑦ 恵庭市に対する民事訴訟の応訴についてにおいては、市の主張が記載されていますが、これは調査委員会の調査結果に基づくものなのか伺います。</p> <p>⑧ 恵庭市に対する民事訴訟の応訴について、市の主張を明らかにしていることから、調査委員会の最終報告書とその報告書作成過程で作成した全ての資料を議会に提出し報告するべきではないかと思いますが、所見を伺います。</p> <p>ただ今ご質問をいただきましたが、これは裁判の関係のご質問ということによろしいですね。全体を含めてということによろしいでしょうか。</p> |
| 小林委員 | はい。 |
| 宮委員長 | 裁判全般に関わる質疑ということで答弁をお願いいたします。 |
| 佐藤障がい福祉課長 | <p>① 通報や届け出がないことから、調査などは行ってませんが、窓口などで知り得る範囲での状況は把握しています。</p> <p>② 障害支援区分の調査などが必要な障がい者の方には訪問を行っています。</p> <p>③ 育恵会の会則には里親と明記されているものはありません。</p> <p>④ 育恵会の会員だったものの認識については、育恵会は任意の団体で、既に解散していることから、その確認は行っていません。</p> <p>⑤ 里親とは知的障がい児福祉施設を退所する年齢になった知的障がい児に、生活の場を提供するために受け入れ、家業を手伝わせている事業者であります。雇用主というよりも擁護者として存在しており、知的障がい者の衣食住の面倒を見るほか、日中は家業を手伝わせることにより社会参加を実現させていたものです。</p> <p>⑥ 市からの補助金はなく市から育恵会に補助金が支払われた事実はありません。</p> <p>⑦ 調査委員会の報告書の内容を元にしています。</p> <p>⑧ 今後の裁判の進行状況によって、公表の時期や方法などについて検討して参りたいと考えています。</p> |
| 小林委員 | <p>⑨ ①それは全員分ですか。当時、障がい者の権限が守られていたかを把握することは重要だと思いますが、改めて所見を伺います。</p> <p>⑩ ③のほかに里親であることが明記されている資料はあるのか、あるとしたら、どういった資料か伺います。</p> <p>⑪ ④育恵会は解散していることから会員にも里親であり、労働関係ではないという認識の確認を行っていないということだと思います。調査委員会で調査した職員は皆、里親であり労働関係ではないという認識だったのか、改めて伺います。</p> <p>⑫ ⑤市が主張している里親とは、どのような法律制度に基づくものなのかを改めて伺います。</p> <p>⑥⑦については理解しました。⑧については、作成した全ての資料を早い時期に市民や議会に公表していただきたいと思います。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 佐藤障がい福祉課長 | <p>⑨ 当時の育恵会は、市外の方も含まれていますので全員ではありません。この権利が守られていたのかを把握することが必要だということですが、虐待防止法に則って対応をしていきたいと考えています。</p> <p>⑩ 里親であることが明記されている資料は他にはありません。</p> <p>⑪ 皆里親で労働関係ではないとの認識かについては、その通りです。</p> <p>⑫ 里親制度は児童福祉法で定められており、その対象は原則18歳までとなっています。遠藤牧場にいた障がい者らは18歳を過ぎていたことから、牧場主らは児童福祉法に基づく里親ではなく、いわば里親に当たるということであり、</p> |
| 小林 委 員 | <p>⑬ 牧場主らは児童福祉法に基づく里親ではないとの答弁があり、特に法律に基づいて里親と言っているわけではないという認識でよいのか、調査委員会で調査した市職員も皆そのような認識で里親と判断しているのか、改めて伺います。</p> |
| 佐藤障がい福祉課長 | <p>⑬ 里親に関しては、今私がお説明した、いわば里親に当たるということであり、調査委員会では里親であるという認識であったということです。</p> |
| | <p>2) その他所管事務調査について終了</p> |
| | <p>日程5. 保健福祉部関連終了</p> |
| | <p style="text-align: center;"><u>13時45分 休憩</u></p> <p style="text-align: center;">13時55分 再開</p> |
| | <p>●日程6. 子ども未来部関連</p> |
| | <p>1) 報告事項</p> |
| 狩野子ども政策課長 | <p>資料説明⑯ 「子育て支援センター」・「子どもひろば」事業委託に係る事業者の選定結果</p> |
| 大林幼児保育課長 | <p>資料説明⑰ 教育・保育施設の認可定員の変更について</p> <p>資料説明⑱ 市内民間教育・保育施設熱中症緊急対策事業について</p> |
| | <p>【質疑】</p> |
| | <p>なし</p> |
| | <p>1) 報告事項終了</p> |
| | <p>2) その他所管事務調査について</p> |
| | <p>【質疑】</p> |
| | <p>なし</p> <p>日程6. 子ども未来部関連終了 (理事者及び執行部退席)</p> |

【委員間協議】

●日程7. 閉会中の所管事務調査項目について

- ・ごみ手数料改定の検討の進捗について
- ・第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護福祉計画の素案の概要について

●日程8. その他

なし

委員長が閉会を告げる

— 終了 14時08分 —